

議第 4 8 号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

1 概要

一般県道音戸倉橋線の道路用地として、広島県が公有水面の埋立てを行い、公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）に基づき工事のしゅん功が認可されたことから、当該新たに生じた土地を確認し、あわせて隣接する字の区域に編入するものです。

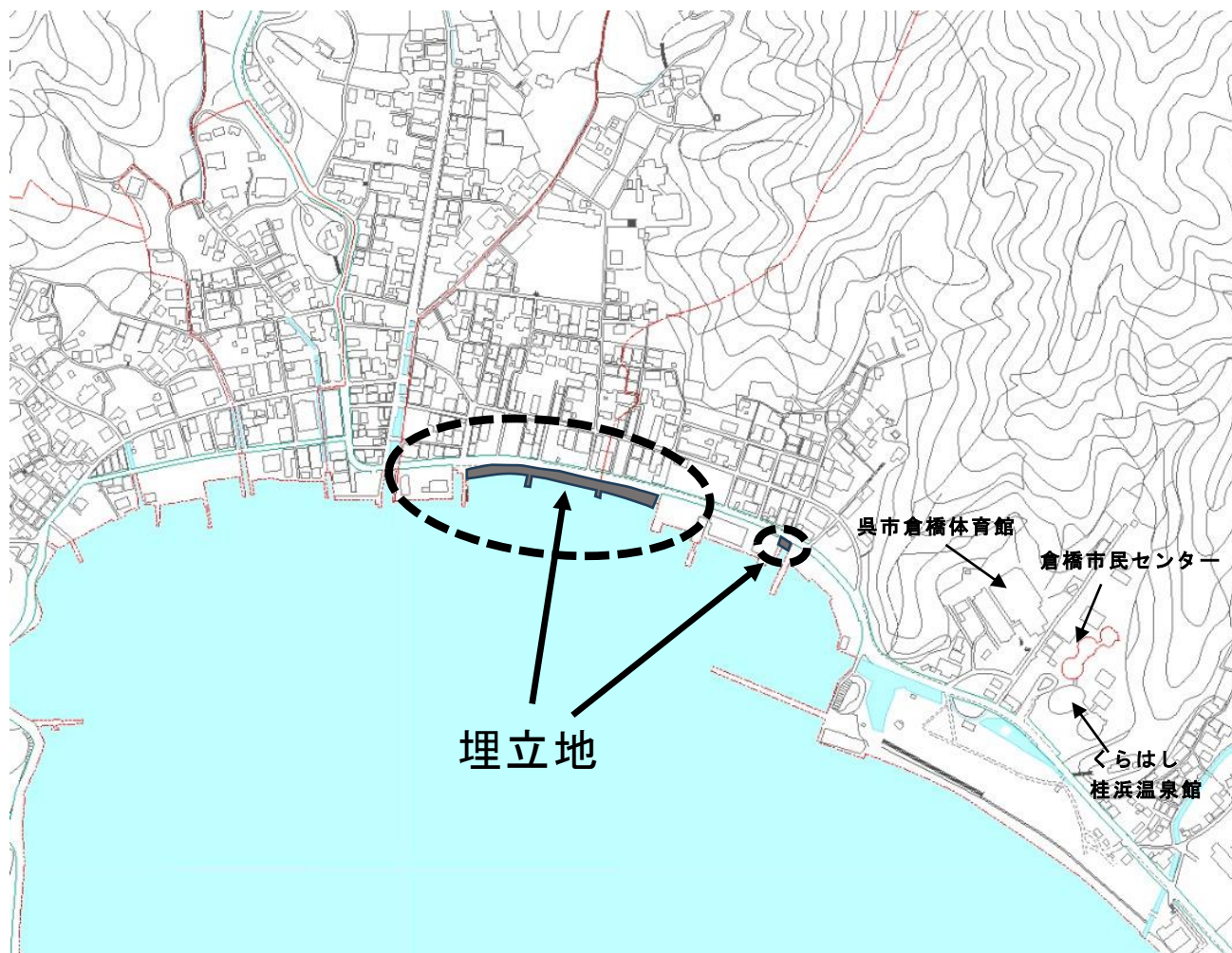
2 区域

新たに生じたことを確認する土地の位置及び面積、生じた理由並びにこれらを編入する字の区域は、次の表のとおりです。

確 認 す る 土 地			新たに土地の生じた理由	編入する字
番号	位 置	面 積		
①	呉市倉橋町 ^{まつはま} 松浜 8 9 1 の 2 9 から 8 5 5 の 9 に接する道路に接する道路に至る地先	9 8 2 . 5 4 m ²	公有水面埋立法第 2 2 条第 1 項の規定による埋立てに関する工事のしゅん功認可	呉市倉橋町字松浜
②	呉市倉橋町 ^{ぼうがさき} 坊ヶ崎 7 9 6 の 3 に接する道路から 7 9 5 の 3 に接する道路に接する水路に至る地先	2 3 1 . 1 8 m ²		呉市倉橋町字坊ヶ崎
③	呉市倉橋町 ^{こうのはま} 幸野浜 7 9 4 の 4 に接する道路から 7 4 7 の 1 5 に至る地先	5 0 0 . 8 2 m ²		呉市倉橋町字幸野浜
④	呉市倉橋町字幸野浜 7 4 6 の 2 に接する道路に接する水路の地先	2 3 . 5 7 m ²		呉市倉橋町字幸野浜

3 位置図

S = 1 : 4, 000



4 埋立て・字区域変更平面図

S = 1 : 1, 500

